

植草幼児教育専門学校同窓会会則

[制 定 昭和49年8月1日]

[最近改正 平成24年4月1日]

第1章 総 則

第1条 本会は、植草幼児教育専門学校同窓会（以下「本会」という。）と称する。

2 本会の事務局を、千葉県千葉市中央区弁天2丁目8番9号に置く。

3 本会の設立年月日は、昭和49年8月1日とする。

第2条 本会は、会員相互の親睦を深め、併せて植草学園さくら会との連携を図ることことにより、植草学園の発展に寄与するを目的とする。

第2章 会 員

第3条 本会の会員は、次の区分による普通会員、特別会員の二種とする。

普通会員 植草幼児教育専門学校卒業生

特別会員 植草幼児教育専門学校(平成20年3月31日廃止)の職員であった者

第3章 事 業

第4条 本会は、第2条の目的を遂行するため次の事業を行う。

一 会員間の交流及び連携の推進

二 植草学園さくら会への参画

三 植草学園との連携及び協力

四 その他、本会の目的に沿った活動

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

幹事 [庶務部, 会計部, 監査部各若干名]

顧問 若干名

第6条 会長及び副会長は、幹事の互選に基づき総会において選任する。

第7条 幹事は、卒業生の中から若干名を総会において選出する。

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

第9条 副会長は会長を補佐し、必要あるときは、その職務を代理する。

第10条 幹事は、諸般の会務を処理する。

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問の数は若干名とし、総会において特別会員の中からこれを選任する。

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任することができる。

第5章 会 議

第13条 本会の会議を分けて定例総会、臨時総会及び役員会とする。

第14条 定例総会は、毎年1回開催するものとする。
2 特別会員は総会に出席して意見を述べることができる。

第15条 会員が必要であると認めるときは 臨時総会を開催することができる。

第16条 総会及び役員会の議長は、会長が行う。

第17条 会議の議決は、出席会員の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

第18条 総会の費用は、出席会員に拠出を求め、これを充てることができる。

第6章 組織・運営

第19条 本会に、業務を遂行するために部を置く。

2 部及びその構成、任務は次のとおりとする。

部	構成	任務
総務部	会長、副会長	企画立案
庶務部	幹事の中数名	① 文書の発送、 受理保管、 ② 総会役員会の 記録 ③ その他 他の部に属さない業務
会計部	幹事の中2名	均整出納 決算報告
監査部	幹事の中2名	経理監査 総会における報告

3 庶務部にその業務を分担するため、次の係を置く。同窓会係、編集係、名簿係、HP係。

第20条 本会の経費は寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第21条 会費の支出にあたっては、その額が100万円を超えるときは、総会又は臨時総会において決定する。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第23条 前年度の収支決算は総会の承認を得るものとする。

第7章 雑 則

第24条 この会則の改正は、総会の議を経て変更することができる。

第27条 会員の慶弔、その他本会の運営に関し必要な事項については、別に内規を定めることができる。

附 則

この会則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月10日総会承認)

この会則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月21日総会承認)

この会則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月17日総会承認)

この会則は、平成24年11月17日から施行し、平成24年4月1日から適応する。